

定 款

株式会社エータイ 定 款

制定	平成 16 年 9 月 14 日
認証	平成 16 年 9 月 21 日
変更	平成 18 年 5 月 1 日
変更	平成 21 年 1 月 28 日
変更	平成 30 年 7 月 11 日
変更	平成 30 年 10 月 29 日
変更	令和元年 8 月 1 日
変更	令和元年 9 月 1 日
変更	令和元年 11 月 26 日
変更	令和 3 年 3 月 3 日
変更	令和 3 年 4 月 2 日
変更	令和 4 年 3 月 16 日
変更	令和 7 年 3 月 3 日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社エータイと称し、英文では、A-tie Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 永代供養墓、墓石の企画、設計、販売、販売代行、管理及び運営
- 2 墓地の企画、設計、販売、販売代行、管理及び運営
- 3 葬祭業及び葬祭管理
- 4 葬儀に関する情報の提供並びに仲介斡旋
- 5 土木及び建築工事の企画、設計、監理、請負及びコンサルティング
- 6 オリジナル商品の企画、製造、販売、卸及び輸入
- 7 情報通信システムに係る役務の提供並びにそれに関する機器及び装置類の
販売
- 8 経営コンサルタント業
- 9 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の2週間前までに発する。

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は 11 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社は、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2 取締役社長は、当社を代表する。

3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役

会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第32条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任）

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第41条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）

第43条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は年1期とし、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(期末配当金)

第49条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(電子提供措置等の効力発生日)

第1条 2025年3月3日開催の臨時株主総会の決議による第15条（電子提供措置）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2 変更案第15条の新設が効力を生ずるまでは、変更案第16条以降の条数から1を減ずるものとする。

3 本条は第1項の効力発生日の経過をもって、これを削除する。

以 上